

発議第4号

米原市議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項および米原市議会規則（平成30年
米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和5年8月30日提出

米原市議会議長 今中力松様

議会運営委員会委員長 磯谷晃



提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）により、地方自治法第92条の2の規定が改正され（以下「改正後の規定」という。）、議員の当該地方公共団体に対する請負の規制が緩和された。このことに伴い、議員が本市との間で請負を行った場合の透明性の確保を図るため、この案を提出するものである。

米原市議会議員の請負状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、米原市議会議員（以下「議員」という。）が米原市（以下「本市」という。）に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者またはその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正および事務執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該議会の解散による選挙により再び議員となったものにあっては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における本市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

（1） 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 請負の対象とする取引
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

（2） 前号エに掲げる額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に対し、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告一覧の作成および公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存および閲覧等）

第4条 第2条の規定による報告および訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告および訂正の閲覧または写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。